平成２５年（フ）第５７号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島589番地　アザミハイツ105号
債務者　小野　　茂
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
埼玉県草加市八幡町1005番地16
債務者　有馬　純一
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
埼玉県春日部市備後東２丁目２番13号　大熊アパートＡ－１
債務者　戸叶　　修
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
埼玉県草加市氷川町2139番地６　サンコーポ氷川201号、旧住所埼玉県草加市住吉１丁目10番35―302号
債務者　宇藤久美子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
埼玉県越谷市相模町７丁目197番地１　サンビレッジ横瀬Ｇ棟101
債務者　小田原泰央
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
相模原市中央区上溝3865番地１　メゾン石橋405
債務者　松下　和江
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５３号
相模原市中央区東淵野辺５丁目27番32号　白井ハイツ203
債務者　澤田　　忠
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５６号
相模原市中央区富士見２丁目５番６号　リッシェル相模原108
債務者　森岡　香織
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６３号
神奈川県座間市南栗原６丁目31番45号　ファーストクラス柏台201号
債務者　吉沢恵美子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６８号
神奈川県座間市座間１丁目3394番地の５　グリーンコートタカミ101号
債務者　木下　康弘
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８号
福岡県行橋市大字大野井876番地２　ピーチエクセラン201
債務者　吉永　直美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
東京都武蔵野市境２丁目10番６―209号ビッグチャンス21
債務者　佐次田　敬
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
北海道川上郡標茶町常盤３丁目６番地
債務者　鳴川チヤ子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６１号
静岡県掛川市大渕4895番地　特別養護老人ホームおおすか苑
破産者　濵田さち子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
茨城県つくば市国松2741番地
破産者　酒寄　正信
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４３３号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5411番地45
破産者　髙宮　秀樹
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２０号
釧路市愛国東１丁目23番９号　田中マンション２階
破産者　石川　正路
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所